

○裁判官の報酬等の支給定日に関する規則

(昭和三十六年四月八日)

(最高裁判所規則第二号)

裁判官の報酬等の支給定日に関する規則を次のように定める。

裁判官の報酬等の支給定日に関する規則

裁判官の報酬等の支給定日に関する規則(昭和三十二年最高裁判所規則第二十三号)の全部を改正する。

第一条 裁判官の報酬及び裁判官以外の裁判所職員の俸給(以下「裁判官の報酬等」という。)の支給定日は、十五日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給定日とする。

(昭六一最裁規四・平二一最裁規一〇・一部改正)

第二条 勤務裁判所が所在し、又は裁判官若しくは裁判官以外の裁判所職員が居住する地域が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受けた場合その他特別の事情がある場合で、最高裁判所が必要と認めるときは、裁判官の報酬等の月額半額ずつを月二回に支給することができる。

2 前項の規定により裁判官の報酬等を支給する場合における裁判官の報酬等の支給定日その他必要な事項は、最高裁判所が、これを定める。

(昭四一最裁規四・平二〇最裁規一三・平二一最裁規一〇・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年六月一日最高裁判所規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年七月一四日最高裁判所規則第四号)

この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月一日最高裁判所規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年一〇月三〇日最高裁判所規則第一〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この規則は、裁判所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第百六十三号)の施行の日(平成二十二年十一月一日)から施行する。

(裁判官等の寒冷地手当に関する規則及び裁判官の報酬等の支給定日に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この規則の施行前に採用され、この規則の施行後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、附則第四条の規定による改正後の裁判官の寒冷地手当に関する規則及び前条の規定による改正後の裁判官の報酬等の支給定日に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。